

# 資格が必要な業務(免許・技能講習)一覧表

令20条号別	就業制限の業務	安法 61条 安令 20条	就業が認められる資格 (安則41条 別表3)	特別教育業務 安法 59条 安則 36条	備考
1	発破業務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	・発破技士免許 ・火薬類取扱保安責任者免許 ・保安技術職員国家試験 甲、乙、丁上級保安技 甲、乙発破係員 甲、丁坑外保安 甲、乙、丁坑内保安		
2	揚貨装置運転	制限荷重5トン以上運転業務(船用デリック、クレーン)	・揚貨装置運転免許	・5トン未満	
3	ボイラー取扱 (ボ則23条)	ボイラー取扱(令1条4号の小型を除く。) 次のいずれか ① 胴内径750mm以下で、かつその長さが1,300mmの蒸気ボイラー ② 伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー ③ 伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー ④ 伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー ボ則23-2 (気水分離器を有するもの内径400mm以下かつ内容積0.4㎡以下)	・ボイラー技士免許(特、1、2級) ・ボイラー技士免許(特、1、2級) ・ボイラー取扱技能講習	・小型ボイラー	・伝熱面積の合計500㎡以上 特級25~500㎡未満 1級以上等作業主任者留意 ・①~④定義は令6条16号イ~ニ 伝熱面積の計算方式に留意
4	ボイラー・第一種压力容器溶接 (ボ則9、55)	溶接の業務(小型ボイラー、小型压力容器を除く。) ボ則9条、55条但書 イ 溶接部の厚さ25mm以下の溶接 ロ 管台、フランジ等を取り付ける溶接	・特別ボイラー溶接士免許 ・特別ボイラー溶接士免許 ・普通ボイラー溶接士免許		
5	ボイラー・第一種压力容器整備 (ボ則35、70)	① ボイラー(小型ボイラー及び上記3の①~④のボイラーを除く。) ② 第一種压力容器(小型压力容器若しくは令1条5号のイに該当するもののうち内容積5㎡以下のもの又はロ〜ニに該当するもののうち内容積1㎡以下のものを除く。)	・ボイラー整備士免許		
6	クレーン運転 (ク則22)	つり上げ荷重が5トン以上運転 つり上げ荷重が5トン以上(床上運転式) つり上げ荷重が5トン以上で、床上操作により荷とともに運転者移動(こ線テルハは除く。)	・クレーン・デリック運転士免許 ・クレーン・デリック運転士免許(限定) ・床上操作式クレーン運転技能講習	・5トン未満	
7	移動式クレーン (ク則68)	つり上げ荷重5トン以上運転 つり上げ荷重1トン以上5トン未満運転	・移動式クレーン運転士免許 ・小型移動式クレーン運転技能講習	・1トン未満	
8	デリック (ク則108条)	つり上げ荷重5トン以上運転	・クレーン・デリック運転士免許	・5トン未満	
9	潜水業務 (高圧則12条)	潜水器を用い、かつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	・潜水士免許	・潜水作業への送気・調節等の業務	
10	溶接等業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務	・ガス溶接作業主任者免許 ・ガス溶接技能講習		
11	フォークリフト	最大荷重1トン以上運転業務 (道路走行は道交法適用)	・フォークリフト運転技能講習 ・他 職訓有	・1トン未満	
12	建設機械	機体重量3トン以上運転(道路走行は道交法適用) ・別表7の1号(整地、運搬、積込機) ①ブルドーザー ②モーター・グレーダー ③トラクター・ショベル ④ざり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレープ・ドーザー ・別表7の2号(掘削機) ①パワー・ショベル ②ドラグ・ショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー ・別表7の3号(基礎工事機)(3トン以上) ①くい打機②くい抜機③アース・ドリル④リバース・サーキュレーション・ドリル⑤せん孔機⑥アース・オーガー ⑦ペーパー・ドレーン・マシン ・別表7の6号(解体用機)(3トン以上) ①ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧砕機 ④解体用つかみ機	・車両系建設機械運転技能講習(整地、運搬、積込、掘削用) ・その他、建設業法「建設機械施工技術検定」職訓等あり ・車両系建設機械運転技能講習(基礎工所用) ・その他上欄同じ ・車両系建設機械運転技能講習(解体用) ・車両系建設機械(解体用)運転技能特別講習 ・その他上欄に同じ	・3トン未満 ・3トン未満 ・3トン未満	53.1.1前の規則による講習修了者には新安規第81条により、修了者とみなされる。
13	ショベルローダー フォークローダー	最大荷重1トン以上運転 (道路走行は道交法適用)	・ショベルローダー等運転技能講習 ・他 職訓等有	・1トン未満	
14	不整地運搬車	最大積載量が1トン以上の運転の業務	・不整地運搬車運転技能講習	・1トン未満	
15	高所作業車	作業床の高さが10メートル以上の運転の業務	・高所作業車運転技能講習	・10メートル未満	
16	玉掛け	1トン以上の揚貨装置・つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務	・玉掛け技能講習 (注)揚貨、クレーン、移動式クレーン、デリック運転免許 ・その他職訓あり	・1トン未満	(注)53.10.1以降の資格者は認められない。